

# 宇治市福祉有償運送運営協議会

## 会議録要旨

### 第8回

平成26年9月16日(火)開催  
於 ゆめりあうじ4階「会議室1」

## 第 8 回宇治市福祉有償運送運営協議会会議録要旨

平成 26 年 9 月 16 日 (火)

於 ゆめりあうじ 4 階会議室 1

### 1 . 協議会次第

- (1) 交通政策課長あいさつ
- (2) 新規委員紹介
- (3) 副会長選出
- (4) 宇治市における福祉有償運送事業に関する状況について
- (5) 更新登録について
- (6) 新規登録について

### 2 . 更新・新規事業者

特定非営利活動法人 生活よろず相談所たよりになる輪  
特定非営利活動法人 ほっととうがらし

### 3 . 出席者 ( 委員 9 名、事業者 2 名 )

会 長	安藤 和彦			
副 会 長	藤本 一幸			
委 員	島崎 貴士	近藤 智彦	平田 とみ	
	石原 宏武	若林 隆司	佐藤 政紀	
	木下 健太郎			
事 業 者	杉本 年雄	丸一 俊介		

### 4 . 欠席委員 ( 0 名 )

なし

5 . 説明のために出席した者 ( 3 名 )

交通政策課長 嶋本 康宏

交通政策課係長 丸岡 陽一

交通政策課主任 勝浦 聡

6 . 傍聴者 1 名

7 . 庶 務

交通政策課主事 西吉 政貴

交通政策課嘱託 影山 理絵

## 第 8 回宇治市福祉有償運送運営協議会

平成 26 年 9 月 16 日 (火)

ゆめりあうじ 4 階会議室 1

### 【開会】

#### (1) 交通政策課長あいさつ

福祉有償運送事業を行っている 1 つの事業者の更新登録申請並びに、新たに事業実施をされる 1 つの事業者に関しまして、本市としての福祉有償運送事業の必要性を議論していただきたい。

本市も少子高齢化が今後も進展することが将来人口推計からも顕著に現れており、1 人で移動が困難な方の移動手段の 1 つとして、本事業が担う役割は増してくると考えている。

委員の皆様には、様々な見地から活発なご議論を交わしていただき宇治市並びに事業者の方へ率直なご意見をいただきたい。

#### (2) 新規委員紹介

事務局より新規委員を紹介。

### 【議事】

#### (3) 副会長選出

宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領第 4 条第 4 項に基づき会長が「藤本 一幸」委員を指名し、本人の了解および全委員の了承を得る。

#### (4) 宇治市における福祉有償運送事業に関する状況について

《事務局による説明》本協議会では、「福祉有償運送の必要性」「旅客から収

受する対価」「運送の区域」「旅客の範囲」が適切であるかをご議論いただくこととなっています。市内に営業所等を構えている交通事業者のうち、バス事業者は1社73両の車両を保有しており、そのうち移動円滑化基準適合車両は30両です。タクシー事業者は3社あり、合計250両の車両を保有しています。そして福祉タクシー事業者が4社あり、合計18両の車両を保有しています。

65歳以上の人口、福祉有償運送対象者延べ人数ともに、年々増加しています。利用者が支払う料金として比較した場合、タクシー事業者と福祉有償運送事業者に大きな差はありませんが、運賃のみを比較した場合は、タクシー事業者のおおよそ半額以下となっている。

#### 《委員からの質問や意見》

**委員**：移動円滑化基準適合車両は30両となっているが、それ以外は福祉の車両としては使えない、ということですか。

各種交通の割引について、タクシー券は個人タクシーで使えなかったと聞いたことがある。市へ登録していないタクシー事業者もあるのですか。これ以外にも各種割引制度があるが周知されていないと感じる。詳細はHPへと、あるが、高齢者などは見る事ができない。手帳交付時などにきちんと説明があればいい。

**事務局**：移動円滑化基準適合車両30両についてはいわゆるノンステップバスのことです。これ以外にワンステップバスもあります。30両以外のバスでもスロープをつければ使ってもらえるようにはなっています。

タクシー券については、個人でも団体でも市に登録はできます。現時点で福祉有償運送事業は登録の対象にはなっていません。

次に手帳の交付時等には各種割引制度を詳しく説明してもらうように障害福祉課へ事務局から伝えます。

**委員**：タクシー利用券について補足説明します。使用、換金に対してはタクシー事業者は登録が必要ですが、宇治市を含む南部地域が入るもので、必ずしもすべて登録されているわけではない。概ねの法人事業者は登録している。京都府タクシー業界を通じて換金できる。使

えなかったタクシー事業者についてご連絡くだされば指導します。

**委員**：運賃について確認します。基本料金は本来運賃に入れないものなのか。初乗りの対価がそれにあたるものなのか。距離や時間だけの料金を比較して2分の1というのは比較対象としてあっているのかが気になる点です。

**事務局**：基本料金について、その都度徴収するのが果たして基本料金なのか運賃ではないのか、という解釈をすると、利用者としてはその区分けはないが、福祉有償運送事業を運営されていくうえで必要な経費として料金を徴収されておられる。事務局としては、運賃とそれ以外と切り離しての説明をさせていただいています。今後基本料金については運賃に含めたほうが見やすいのではないかといった資料の工夫については課題です。

**委員**：利用者からすると、総額でいくらかという観点からですので基本料金の設定は運賃への組み込みという委員のお考えも納得がいきます。事業自体の運営がタクシーほどの回数が発生していないので、ガイドブックが概ね半額となっておりますので、その部分だけを運用したなかで、京都市内においてもこのような運賃設定になっています。利用者に見せるという視点からすると工夫の余地はあるが、宇治市の事業者は概ね同レベルの料金設定になっていると思われる。

#### **(5) 更新登録について**

《事務局による説明》個人情報を含む資料は事前に事務局で確認を済ませ、資料には内容を記載しています。それ以外の申請書類は、写しを配布しています。

生活よろず相談所たよりになる輪様におかれましては、利用者の会員登録者は87名おり、運転者は16名です。保有している車両は全部で12台あり、車いす対応車は2台となっております。利用者負担金については、基本的には時間制料金制度で、10分おきに300円が加算されます。

### 《委員からの質問や意見》

**委員**：苦情・事故ともに0件というのは、非常に良いことですが、実際には苦情や要望が内在していないのでしょうか。言いやすい土壌や環境整備に努力してください。

災害時に援助のいる方に対してサポートできるようになっていますか。

**事業者**：この機会に利用者にアンケートをとってみたいと考えております。

**事務局**：災害時における町内会の中で手助けを必要とする人の移動に対しては、連携図れていない、制度上できないというのが実情です。今後、福祉の観点からどのような対応ができるのか、また、タクシー事業者におかれましてもユニバーサルデザインの車両を導入されてきていますので、その連携も宇治市と福祉有償運送事業者、タクシー事業者の課題ですので、福祉部局とも相談し対応を進めていきたいです。

**委員**：年間の運送回数で、市内、市外の比率はどうか。また、会員全員が万遍なく利用されているのか、数人の方の利用で運送回数が伸びているのですか。

**事業者**：大体2～3割が市外です。月に実人数で30～40名の利用。透析患者の方で週に3回利用されている方が4人います。

**委員**：持込み車両が10台ですが、任意保険の内容でレジャー用となっていたら、事故時に保険が下りないことがある。業務用に切り替えが必要か確認が必要です。

**事務局**：確認します。

### (6) 新規登録について

#### 《事務局による説明》

ほっととうがらし様におかれましては、今回新規での申請をされておられます。利用者の会員登録者は5名おり、運転者は1名です。保有している車両は全部で2台あり、車いす対応車は1台となっております。利用者負担金については、5km未満は距離制運賃を導入され、5km以上は時間

制運賃を導入されておられます。

#### 《委員からの質問や意見》

**委員**：運転者は1名となっておりますが、それについては何かサポート的な体制はありますか。精神障害者の具体的な状態を教えてください。精神障害者を輸送する場合の、専門的な学習会などはされていますか。

**事業者**：運転手に関しては、12月に開催される福祉有償運送運転講習会に新たなスタッフが参加して運転手を増員して対応します。精神障害者の方はタクシーの利用時に意思疎通が難しかったり、服薬による身体症状の変調があります。普段から支援している支援員が送迎することで安心して利用していただけたらと思います。専門的な学習に関しては、精神保健福祉士の教育を受け、または専門的な支援の方法を学んだ方に運転手をしていただきますので問題はないです。

#### 【事業者への承認】

「特定非営利活動法人生活よろず相談所たよりになる輪」の更新登録、及び「特定非営利活動法人ほっととうがらし」の新規登録について全員一致で承認。

#### 【閉会】

《会長総括》安心・安全・事故のないように進めていただき、この事業が更に発展するようにご尽力ください。